

別表十六(八) 「特別償却準備金の損金算入に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書の「1」から「20」までの各欄は、法人が措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》、平成13年改正前の措置法第52条の3《準備金方式による特別償却》又は平成13年改正法附則第20条《準備金方式による特別償却に関する経過措置》の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 記載の手順

この明細書を記載する場合には、その記載に先立って別表十六(一)から別表十六(四)までの記載をし、特別償却限度額を計算する必要があります。

この明細書の記載に当たっては、その特別償却の規定の適用を受ける各特別償却対象資産別に「1」から「27」までの各欄を記載します。

なお、平成13年改正法附則第20条の規定の適用を受ける場合には、「平成13年改正法附則第20条の規定の適用を受ける場合の益金算入額の計算」の各欄を記載します。

3 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「当期積立額 7」	当期において特別償却準備金として積み立てた金額を記載します。	税効果会計を採用している場合には、その特別償却準備金に係る税効果相当額を含めた金額を記載してください。
「当期の特別償却限度額 8」	別表十六(一)から別表十六(四)までの「特別償却限度額」の外書の金額をその特別償却の種類ごとに合計した金額を記載します。	
「前期から繰り越した積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額 9」	前期分のこの表の「差引翌期への繰越額 16」の金額又は適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立(以下「適格合併等」といいます。)により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額の金額を記載します。	
「当期において切り捨てる積立不足額又は合併等特別償却準備金積立不足額 15」	当期の末日以前1年以内に開始した事業年度前の事業年度又は連結事業年度において生じた積立不足額又は適格合併等により移転を受けた特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額で当期末までに積立ての対象とされなかった金額を記載します。	
「合併等特別償却準備金積立不足額 20」	適格合併等により移転を行った特別償却対象資産に係る措置法第52条の3第3項に定める合併等特別償却準備金積立不足額の金額を記載します。	
「期首特別償却準備金の金額 23」	前期分のこの表の「期末特別償却準備金の金額 27」の金額を積立事業年度別及び特別償却対象資産別に記載します。	
「均等益金算入による場合 22) × $\frac{84, 60 \text{ 又は 対応年数 }}{84, 60 \text{ 又は (耐用年数} \times 12)}$ ×	当期分以外の積立事業年度につき、次により記載します。 (1) 「22) × $\frac{84, 60 \text{ 又は (耐用年数} \times 12)}{84, 60 \text{ 又は (耐用年数} \times 12)}$ 」の分子の空欄には、	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
$\frac{12}{24}$	当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 (2) $\frac{12}{84、60又は（耐用年数×12）}$ の分母は、特別償却対象資産の法定耐用年数の区分に応じ、それぞれ次によります。 （法定耐用年数） （分母の月数） イ 2 年……………24 ロ 3 年……………36 ハ 4 年……………48 ニ 5 年、6 年、7 年、 8 年又は 9 年……………60 ホ 10 年以上 ……………84 (3) 個々の特別償却対象資産ごとに計算された益金算入額が期首特別償却準備金の金額（措置法第 52 条の 3 第 6 項第 3 号による益金算入額がある場合又は平成 13 年改正前の措置法第 52 条の 3 第 5 項第 2 号による益金算入額がある場合には、それぞれの益金算入額を控除した金額とします。）を超える場合には、その期首特別償却準備金の金額を記載します。	
「積立事業年度」	その積立てが最も古い事業年度又は連結事業年度から順次記載します。	
「期首現在の準備金額 29」	前期分のこの表の「翌期繰越額 32」の金額を積立事業年度ごとに記載します。	
「均等取崩しによる場合」 $\frac{28}{84} \times \frac{30}{84}$	(1) $\frac{28}{84} \times \frac{30}{84}$ の分子の空欄には、当期の月数（暦に従って計算し、1 月未満の端数は切り上げます。）を記載します。 (2) 積立事業年度ごとに計算された益金算入額が期首現在の準備金額（平成 13 年改正前の措置法第 52 条の 3 第 5 項第 2 号による益金算入額がある場合には、その益金算入額を控除した金額とします。）を超える場合には、その期首現在の準備金額を記載します。	
「30 以外の場合 31」	当期において準備金を目的外に取り崩した場合に、その取り崩した金額を積立事業年度の最も古い事業年度又は連結事業年度の期首現在の準備金額からまず取り崩したものとして順次記載します。	

4 添付書類

措置法の規定による特別償却の規定の適用に代えて特別償却準備金として積み立てた場合には、特別償却限度額の計算に関する付表の添付が必要です。

5 根拠条文

措置法 52 の 3、平成 13 年改正措置法附則 20、平成 13 年改正前の措置法 52 の 3